

文教委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（1）令和元年度一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料 令和元年度一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」

参考資料 1 令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料 2 令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

こども未来局

（令和2年8月21日）

経営改善及び連携・活用に関する取組評価

(令和元(2019)年度)

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局こども支援部こども家庭課
-----------------	---------------------	------------	--------------------

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

本市施策における法人の役割

当該法人は、母子父子寡婦福祉法に規定された市内唯一の母子・父子福祉団体であり、長い歴史の中で母子父子寡婦福祉の専門知識を蓄積していることから、当該分野の本市施策の一部について受託団体として実施するとともに、市が実施に至っていない事業を自主事業として主体的に実施するなど、市の施策推進の一翼を担っています。また、9地区の福祉会を包含していることから、地域に密着した事業推進を可能としています。

一般財団法人に移行後も、法人の目的・趣旨には、公益性が強いいため、母子・父子福祉団体として本市との施策上の関係性を維持し、「法人の自立化」と「施策上の役割強化」を両立させていきます。

また、母子・父子福祉団体は、生み出した収益を福祉に還元することが目的であるため、法人が生み出す収益を有効活用し、法人の事業拡充を図り、ひとり親家庭及び寡婦の支援を強化し、母子父子寡婦福祉の向上に還元していきます。

法人の取組と関連する計画	市総合計画と連携する計画等	基本政策	施策
		子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	安心して子育てできる環境をつくる
	分野別計画	川崎市子ども・若者の未来応援プラン(平成30年度～令和3年度)	

4カ年計画の目標

- (1) 施策の推進に向けた事業計画として、主に次の事業における取組を実施し、支援の効果等についての向上又は維持を図ります。
- ・生活支援事業において、生活相談の効率的な対応や効果的な生活支援講座を実施することで、母子家庭等の生活力の向上を図ります。
 - ・自立支援事業において、就職に効果的な資格や技能の取得に向けた就業支援講習を実施し、母子家庭等の就業や自立の促進を図ります。
 - ・地域活動推進事業において、会員確保に向けた取組や地区母子寡婦福祉会を通じた地域活動や交流を促進し、地域力の向上を図ります。
- (2) 経営健全化に向けた事業として、主に斎苑の売店事業等の収益事業において、法人の事業執行や運営に必要な収益の確保を図ります。
- (3) 業務・組織に関わる計画として、主に法人職員の専門知識の習得やスキル向上等の取組を推進し、法人組織の支援体制の強化を図ります。

2. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和元 (2019)年度)	実績値 (令和元 (2019)年度)	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	母子家庭等生活支援事業	生活相談件数	件	742	780	713	c	C	II
		講座受講者数	人	772	810	726	c		
		事業内容の満足度	%	90	90	90	a		
		事業別の行政サービスコスト	千円	13,009	13,975	14,770	2)		
②	母子家庭等自立支援事業	就労相談件数	件	1,899	2,000	2,161	a	C	II
		講座受講者数	人	1,104	1,140	1,002	c		
		就労決定数	人	65	75	56	c		
		事業別の行政サービスコスト	千円	19,623	20,963	22,156	2)		
③	母子家庭等地域活動推進事業	会員数	人	590	620	620	a	A	I
		事業参加者数	人	2,626	2,700	3,600	a		
		地域活動への評価	%	88	90	90	a		
		事業別の行政サービスコスト	千円	—	—				

3. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和元 (2019)年度)	実績値 (令和元 (2019)年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	収益事業	斎苑売店及び自動販売機設置による事業収支	千円	△ 445	5,381	9,425	a	A	I

4. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和元 (2019)年度)	実績値 (令和元 (2019)年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	事務執行体制の確保	外部研修への参加(延べ人数)	人	6	15	21	a	A	I
		コンプライアンスに反する事案の発生件数	件	0	0	0	a		

(※1)【 a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4). 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【 I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】

本市による総括

各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など

【平成30年度取組評価における総括コメントに対する法人の受止めと対応】

平成30年度の取組及び本市におけるひとり親家庭支援施策の方向性を踏まえ、課題認識を持ち、施策のさらなる充実に努めてきました。充実にあたっては、定期的な意見交換の場を持ち進めてきました。また経営改善に向けた取組について、特に課題であった斎苑売店事業のあり方については年間を通じて、市の担当部署、斎苑事業実施事業者と協議を重ね、見直しに向けて着実に取組を進めました。

【令和元年度取組評価における総括コメント】

ひとり親家庭の将来の自立に向けた支援については経済的支援を基盤としながら、生活・就労・子育て支援等総合的に行うことが重要です。

一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会は全国の母子寡婦福祉協議会に加盟し、当事者の視点を持ち、熱意を持ちながら、市の受託事業であるサン・ライヴ事業等においては生活・就労支援を、また法人の独自の取組として地域に密着しながら、地域交流・地域活動、寡婦等支援を継続的に行っており、本市が求める役割を十分に果たしています。

また、収益事業についても、課題に対応し、赤字を解消し黒字に転換し目標を達成することができました。

今後については、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応として、イベント等の自粛などが当面継続すると予想されることから、各事業においても大きく影響を受けることが想定されます。今後、より生活に切迫したひとり親家庭が多くなる可能性がありますので、社会状況等を常に注視し、個々の状況に寄り添いながら市と法人で密接に連携を図り、柔軟に対応していくことで、効果を高め、ひとり親の自立支援にさらに寄与していくことを期待しています。

2. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和元(2019)年度)

事業名	母子家庭等生活支援事業
計 画 (Plan)	
指標	①生活相談件数、②講座受講者数、③事業内容の満足度
現状	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談については、近年、相談内容の多様化・複雑化により対応が難しく、時間を要する事案が増加しています。 講座受講者数については、利用の需要もあって一定の実績があるものの、その講座内容については、今後も利用者のニーズ等を踏まえた実施が必要です。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談件数については、円滑な相談対応ができるよう、専門知識やスキルについて向上させるとともに、対象世帯の利用促進につながる広報活動を行いながら、効率的かつ効果的な実施を図ります。 講座受講者数については、利用者のニーズの把握を行うとともに、それに合わせた講座の内容や開催頻度について適宜検討しながら、ひとり親家庭の生活の安定に向けて、さらなる参加の促進を図ります。 事業満足度については、引き続き高い水準を維持します。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 利用促進に向けた取組として、従前は児童扶養手当現況届時の8月に実施していた区役所等を活用した出張相談について、利用者の要望に応じて各区で通年実施します。 相談業務担当職員の資質向上に向け、機会を捉えて各種研修を受講させるほか、総合相談員として社会福祉士を配置し、相談業務の充実・強化を図ります。 複数に分散した各種講座を1日にまとめ、ひとり親応援フェスタとして実施することで、事業の周知・拡大を図り、利用者の増加につなげていきます。 利用者の要望やアンケート結果を踏まえ、実施講座の内容を見直し、利用者の増加と満足度の向上を図ります。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 生活に関わる相談件数は目標の91.4%に留まりました。 (要因) 第3四半期までは概ね年間目標件数通り推移していたところですが、第4四半期に相談件数が減少しました。主に新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、生活相談のうち、急を要しない相談が減少していると思われます。</p> <p>【指標2関連】 年間目標値である講座受講者数810名を上回り達成するために、年度当初に生活支援講座について850名程度受講可能となるよう法人と市で調整の上、年間スケジュールを作成し広報したのち、実施しましたが、実績値は726名と、目標値の約90%に留まりました。 (要因) 主に新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応として3月に実施予定分の「ヨーガ」や「ボディワーク」等の中止によるものです。なお、生活支援に関わる講座については台風による大きな影響は受けませんでした。</p> <p>【指標3関連】 指標2に連動するものですが、満足度について目標を達成しました。 (要因) 毎年度、ニーズを踏まえて講座を見直していることから、利用者の満足度が高く、目標を達成しました。</p>
----------------	---

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	生活相談件数	目標値	742	760	780	800	820	件
	説明 ひとり親家庭等の生活支援のために実施する相談事業における件数	実績値		777	713			
2	講座受講者数	目標値	772	790	810	830	850	人
	説明 ひとり親家庭等の生活力の向上を促すために実施する生活支援講習会の受講者数	実績値		870	726			
3	事業内容の満足度	目標値	90	90	90	90	90	%
	説明 生活支援事業に対する利用者の満足度 ※個別設定値: 86(現状値の95%)	実績値		90	90	90		

指標1 に対する達成度	C	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	C	
指標3 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

指標3の事業に対する満足度は高かったことから、講座自体は、ニーズを踏まえたものとなっていると思われませんが、指標1、2については新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた自粛等の影響を受け、目標値に到達できませんでした。次年度についても、指標2関連の生活支援に関わる講座は不要不急のものが多くあるため、当面は延期が見込まれますが、メールマガジンなどを活用しながら必要な情報を発信していくほか、予防策を講じながら効果的な講座を実施してまいるとともに、より高い満足度が得られるように努めてまいります。また、今後、このような状況が長期化すると生活がより切迫する世帯が増加すると思われる、指標1関連の生活費等に関する相談が増加すると思われるので、市と連携しながらひとり親家庭に寄り添いながらしっかりと対応していきます。

本市による評価	達成状況	C	指標1、2の相談件数及び講座受講者数は新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた自粛等の影響を受け、目標未達成となりましたが、実施した講座については毎年度ニーズを踏まえて見直しをしていることから、得られた満足度が高かったことから、一定の成果がありましたので、Cを選択しました。
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った		

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	13,009	13,724	13,975	14,073	14,131	千円
	説明 直接事業費－直接自己収入	実績値		13,646	14,770			
行政サービスコストに対する達成度		2)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

当該事業は市の受託事業であり、サービスコストはすべて市からの収入により賄われています。令和元年度については、サン・ライヴ事業の相談等の機能を一層強化するために、生活・就労相談に関わる統括職員として新たに福祉職員を1名配置したことによる人員増加及びこのことに伴う事務機器の入れ替えが必要であったことから当初より受託額が増加しているものです。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度)等を踏まえ評価)	(2)	平成30年度にひとり親家庭支援施策の基本的な考え方をまとめ、支援施策全体の再構築を行い、令和元年度より、当該法人に委託している母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業等についても機能を強化したところです。このことに伴い、委託費も微増していますが、ひとり親家庭の生活支援に寄与した取組を実施し、利用者から評価も得るなど効果が高まっているといえることから、(2)を選択しました。
	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である		

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	子ども未来局子ども支援部子ども家庭課
----------	---------------------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和元(2019)年度)

事業名	母子家庭等自立支援事業
計 画 (Plan)	
指標	①就労相談件数、②講座受講者数、③就労決定数
現状	・講座受講者数については、ひとり親家庭等からの需要も高く、利用者のニーズに合わせた講座やセミナーを実施しており、一定の利用実績があります。今後も求職者のニーズに応じた講座の実施と、新たな講座の開拓・実施に努めていきます。
行動計画	・就労相談については、市内の関係機関と連携しながら、引き続き効率的かつ効果的な対応を行います。 ・就業を取り巻く社会状況や企業ニーズ等を分析・把握しつつ、就業に結びつきやすい資格の取得に向けた講座を実施するとともに、講座の実施回数や実施場所の拡大についての検討しながら、さらなる参加の促進を図ります。 ・就労相談における対応や資格取得の支援を適切に踏まえた上で、関係機関との連携のもと、就労決定数の増加を図ります。
具体的な取組内容	・利用促進に向けた取組として、従前は児童扶養手当現況届時の8月に実施していた出張相談について、利用者の要望に応じて各区で通年実施します。 ・パソコン講座では、夜間講座や短期集中講座を設け利用しやすい環境を整備し就業の支援を図ります。また資格取得等の講座では利用者の要望に応じて講座内容を見直し、利用者の増加と資格取得・就業の支援につなげています。また、母子・父子センターを利用しづらい、市内の南・北地域で出前講座を実施し、利用しやすい環境を整備します。 ・他機関との連携を進め、就労支援・就労決定数の増加を目指します。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 就労相談については目標値以上の相談を受け、求人情報の他、利用者が必要とする情報提供等に努めました。</p> <p>【指標2関連】 年間目標値である講座受講者数1,140名を上回り達成するために、年度当初に就労支援講座について1,200名程度受講可能となるよう法人と市で調整の上、年間スケジュールを作成し広報したのち、実施しましたが、実績値は1,002名と、目標値の約88%に留まりました。 達成にいたらなかった要因として、台風15号及び新型コロナウイルスの影響が大きいものと考えます。 (台風15号の影響について) 9月9日(月)台風15号により、母子・父子福祉センターサン・ライブにおいて雨漏りが発生し、講座用パソコンがすべて破損しました。このことにより、講座スケジュールを見直すなど臨機な対応を行いました。結果として利用者が減少しました。 なお、10月12日(土)台風19号の際は前回の経験を踏まえ、雨漏りの修復が完了していたこと、パソコン機器等をあらかじめ避難させたこと等により、被害は発生しませんでした。 (新型コロナウイルスの影響について) 2月下旬から3月にかけての新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応として講座の延期等を市と協議し検討しましたが、就労支援講座については就労によるステップアップに向けて重要な取組であることから、広い会場に変更し、利用者の距離を一定程度確保するなど工夫しながら予定通り実施しましたが、結果として利用者は減少しました。なお、4月以降は延期としています。</p> <p>【指標3関連】 就労決定数については、目標は達成しなかったものの前年度を上回る結果となりました。就労による自立に向けて、個々の状況にあった就労関係機関につなぐことなどに、より意識して取組んだことにより、一定程度就労決定数の増加につながったと考えます。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止による休業等の影響もあり、電話による後追いで確認する中では結果的に就職できなくなった方もおり、就労決定数が目標に到達しませんでした。</p>
----------------	---

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	就労相談件数	目標値	1,899	1,950	2,000	2,050	2,100	件
	説明	ひとり親家庭等の親から相談を受け、就労に関する助言や情報提供等を行った件数		1,667	2,161			
2	講座受講者数	目標値	1,104	1,110	1,140	1,170	1,200	人
	説明	ひとり親家庭等の親の就業・自立に向けて、資格や技能の取得のために実施する就業支援講習会の受講者数 ※個別設定値:1,049(現状値の95%)		1,044	1,002			
3	就労決定数	目標値	65	70	75	80	85	人
	説明	就労相談を受け、その後就労が決定したひとり親家庭等の親の人数		46	56			
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
指標2 に対する達成度		c						
指標3 に対する達成度		c						

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

指標1関連の就労相談件数は目標を超えましたが、個々の相談に対して利用者によりきめ細やかな対応をしました。指標2関連の講座受講者数について、目標達成できるよう計画を立てましたが、台風や新型コロナウイルス等の想定外の事態により、講座等を延期することとなり、利用者が減少しました。指標3についても、昨年度実績は上回ったものの指標2と同様に新型コロナウイルスの影響もあり、達成できませんでした。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた自粛等の取組は当面続くことも想定されるため、次年度においては、講義内容をDVD等で視聴できるようにするほか、WEBや冊子を使用した代替方法についても市と検討を進めています。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	19,623	20,472	20,963	21,110	21,197	千円
	説明	直接事業費ー直接自己収入		20,354	22,156			
行政サービスコストに対する達成度		2)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上					

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

当該事業は市の受託事業であり、サービスコストはすべて市からの収入により賄われています。令和元年度については、サン・ライヴ事業の相談等の機能を一層強化するために、生活・就労相談に関わる統括職員として新たに福祉職員を1名配置したことによる人員増加及びこのことに伴う事務機器の入れ替えが必要であったことから当初より受託額が増加しているものです。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2)

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	子ども未来局子ども支援部こども家庭課
----------	---------------------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組③(令和元(2019)年度)

事業名	母子家庭等地域活動推進事業
計 画 (Plan)	
指標	①会員数、②事業参加者数、③各地区評価値
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・会員数については、若い世代における加入への抵抗感があり、近年横ばいの傾向にあります。 ・事業参加者数については、やや減少傾向にあるものの、会員のニーズに合った行事や会員の自主活動も増えているため、一定の参加実績が見受けられます。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・会員数については、若い世代に対する広報活動を特に行うとともに、当該世代のニーズを把握しつつ、新たな会員獲得に向けた取組みについて検討しながら、新規会員の獲得を図ります。 ・事業参加者数については、会員等のニーズ等も踏まえつつ、幅広い年代の声が幅広く取り入れられるように、協議会の事業運営のあり方について検討しながら、さらなる参加の促進を図ります。 ・各地区会の評価については、引き続き高い水準を維持します。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等生活支援事業で実施するひとり親応援フェスタに協賛して、フードバンク等から提供される食品の配布やバザーの実施により、協議会活動の広報と会員の獲得に努めています。 ・地域における活動など、事業実施後のアンケートなどを踏まえて、よりニーズの高い行事を実施するなどにより、事業参加者の増加及び会員の満足度の向上を目指します。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 会員数620名と増加したことから、目標を達成しました。平成30年度から実施しているひとり親応援フェスタは、各種講座を1日にまとめていること、また、当該法人がバザーの実施やフードバンク等から提供される食品等の配布を併せて行うことにより、これまで母子・父子福祉センターサン・ライブを利用してこなかったひとり親家庭の方の利用につながるなど好評な取組であり、新規の会員獲得にもつながりました。</p> <p>【指標2関連】 ひとり親家庭及び寡婦の自立支援の更なる充実等を目指し実施する、全国母子寡婦福祉研修大会を10月に川崎で実施したことにより、年間を通じた事業参加者数は目標を大幅に上回りました。</p> <p>【指標3関連】 地域活動への評価は前年度と同様に90%と目標を達成しました。全国母子寡婦福祉研修大会に向けてより団結できるよう地域活動を増やしたことが、結果、結束を高め、満足度の向上につながったものと考えます。</p>
----------------	---

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	会員数	目標値	590	605	620	635	650	人
	説明	母子家庭及び寡婦からなる一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会の会員数		実績値	600	620		
2	事業参加者数	目標値	2,626	2,650	2,700	2,750	2,800	人
	説明	母子家庭及び寡婦の交流促進のため、各地区で実施している事業活動の参加者数 ※個別設定値:2,495(現状値の95%)		実績値	2,522	3,600		
3	地域活動への評価	目標値	88	90	90	90	90	%
	説明	地域活動に対する各地区会の評価値		実績値	90	90		

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	a	
指標3 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

各項目において目標を達成しました。今後について、当面は新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応として、イベント等の自粛などが継続すると予想されますが、こういった状況ならではの対応として、市と連携しながらひとり親家庭が活用できる情報発信の充実、地域でのつながりを強化していくことで、会員獲得を目指します。また、感染症拡大防止の観点から大人数でのイベント等は控えていく必要があることから、今後より工夫をしながら地域活動を実施し、目標達成を目指します。また、これらを充実させることで、評価の向上も目指していきます。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	-	-	-	-	-	千円
	説明	直接事業費-直接自己収入		実績値	-	-	-	
行政サービスコストに対する達成度			1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上					

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
			(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I.	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止


法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局こども支援部こども家庭課
----------	---------------------	-----	--------------------

3. 経営健全化に向けた取組①(令和元(2019)年度)

項目名	収益事業
計 画 (Plan)	
指標	斎苑売店及び自動販売機設置による事業収支
現状	・斎苑の売店事業については、昨今の葬儀簡素化の風潮が進展する中、近年、売店の販売収益が急速に悪化しており、売店単独では赤字決算となっています。このため、自動販売機の収益金から赤字を補填する形となっています。
行動計画	・斎苑の売店事業について、酒類の出荷価格の値上げ等があるため飲料等の値上げを行います。また、事業規模や経費、売店の運営方法等について見直しを行い、売店単独での黒字決算を目指します。これらにより、事業収益構造を改善し、法人の安定した運営や事業執行に必要な収益金を確保します。
具体的な取組内容	・斎苑売店事業については、前年度に飲料等の値上げと一部業務委託を廃止し、収益の改善を図っています。また今年度は人件費の抑制を図り収支改善を目指しています。 ・自動販売機設置については、社会福祉法人等と連携を図りながら、新たな機器の設置に努めます。また、令和2年度以降に契約更新される自販機については、入札により事業者の選定を行い、収益率の向上を目指します。

実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	<p>【斎苑の売店事業について】 平成30年9月1日より、飲料等の値上げを実施したこと、また、一部業務委託を廃止し、直営対応としたことにより、令和元年度においては斎苑の売店事業単体においても赤字が解消され黒字に転換しました。 (さらなる収益増加に向けた今後の取組) 斎苑事業については、指定管理期間満了に伴い、令和2年4月1日以降の事業実施に向けては新たに指定管理者が指定されることとなり(受託法人は変更なし)、このことに伴い、指定期間について、斎苑事業実施法人と再度協定を締結することにより「斎苑の売店事業」についても継続して請け負うこととなりました。なお、これまでお茶代1件100円として控室等のお茶出し、お茶出し後の控室等の清掃についても売店事業として実施していましたが、業務に係る人件費がお茶の売上額を大幅に超過し、結果として、売店事業が赤字となっていたこと踏まえ、斎苑事業を所管する健康福祉局及び斎苑事業者と今後の業務のあり方について調整を行いました。結果、お茶を提供するためのポットを無料で貸出すことにより、令和2年4月1日よりお茶出し業務については廃止となり、業務が大幅に圧縮されましたので、売店の人員を減らすことにより人件費の削減を行いました。</p> <p>【自動販売機設置事業について】 設置施設の取り壊しにより1台減少しましたが(46台 → 45台)、安定した収入を確保しました。なお、設置台数増大に向けた取組として引き続き、市内指定管理施設における新規設置について働きかけてまいります。 さらに、令和2年度より自動販売機の契約更新の際には入札方式による事業者選定を随時実施する予定です。</p>
---------------	---

評価 (Check)								
経営健全化に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	斎苑売店及び自動販売機設置による事業収支	目標値		△ 173	5,381	7,782	7,782	千円
	説明 母子及び父子並びに寡婦福祉法第25条に基づき、斎苑等の公共的施設に設置している売店等による販売収支	実績値	△ 445	4,678	9,425			
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
<p>両事業においてそれぞれが黒字となり、目標を達成しました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止による対応として、3月頃より、斎苑においても飲食を控えるなど、売店の売り上げが減少しているほか、自動販売機についても公的施設等に設置していることから、来庁者の抑制等により売り上げの減少が見込まれます。今後、このような状況が長期化した場合、市と連携しながら赤字とならないように運営方法を検討します。</p>								
	達成状況	区分		区分選択の理由				
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	これまで安定した収益をあげている自動販売機設置事業のほか、斎苑の売店事業についてもあり方を見直したことにより黒字となり、結果、事業収支が目標値を上回り、成果を上げたことから、区分Aを選択しました。				

改善 (Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	子ども未来局子ども支援部子ども家庭課
----------	---------------------	-----	--------------------

4. 業務・組織に関する取組①(令和元(2019)年度)

項目名	事務執行体制の確保
計 画 (Plan)	
指標	①外部研修への参加(延べ人数)、②コンプライアンスに反する事案の発生件数
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・寡婦福祉を実施するにあたり、近年、ひとり親等となる経緯が多様化し、複雑な事例も見受けられ、職員の対応能力を超える事案も散見されています。 ・これまでの運営において、コンプライアンスに反する事案は発生していません。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の変化や取り巻く社会情勢が変遷する中、多様化するニーズや事案に対応できる専門知識、能力の向上を図ります。 ・引き続き、組織において適切な管理・運営を行い、コンプライアンスの遵守に努めます。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市内外で実施される研修会に積極的に参加するほか、福祉担当者に関する各種会議に参加し、ひとり親家庭の現状や課題、ニーズの把握を行いながら、専門知識の習得、資質向上に努めます。 ・引き続きコンプライアンスの順守に努めます。

実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1関連】 資質向上に向け、積極的に研修を受講できるようにローテーションを組むなど工夫したことにより研修参加数が増加し、目標達成しました。</p> <p>【指標2関連】 常に意識をもち業務にあたることを心がけた結果、コンプライアンスに違反する事案はありませんでした。</p>
---------------	--

評価 (Check)

業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	外部研修への参加(延べ人数)	目標値	/	10	15	15	15	人
	説明 専門知識の習得や能力向上を図るため、各種研修会に参加した職員数	実績値	6	9	21			
2	コンプライアンスに反する事案の発生件数	目標値	/	0	0	0	0	件
	説明 コンプライアンスに反する事案の発生件数	実績値	0	0	0			

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

いずれの指標も目標を達成しました。資質向上に向けて、引き続き計画的に研修の受講に努めるほか、職場内で高い意識を持つことを心がけ、コンプライアンスを遵守していきます。

<div style="font-size: 24px; color: green;">➔</div> 本市 による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	指標1, 2それぞれが目標を達成したことから、区分Aを選択しました。

改善 (Action)

実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)				
	経常収益	122,706	135,335		
	経常費用	126,051	136,810		
	当期経常増減額	△3,345	△1,475		
	当期一般正味財産増減額	△3,345	△1,475		
貸借対照表	(指定正味財産増減の部)				
	当期指定正味財産増減額				
	正味財産期末残高	100,631	99,156		
貸借対照表	総資産	109,021	107,648		
	流動資産	68,264	69,378		
	固定資産	40,757	38,270		
	総負債	8,390	8,492		
	流動負債	8,390	8,492		
	固定負債				
	正味財産	100,631	99,156		
	一般正味財産	100,631	99,156		
	指定正味財産				
エラーチェック		OK	OK		
本市の財政支出等(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
	補助金		500		
	委託料	34,067	37,854		
	指定管理料				
	貸付金(年度末残高)				
	損失補償・債務保証付債務(年度末残高)				
	出捐金(年度末状況)	15,000	15,000		
	(市出捐率)	42.6%	42.6%		
財務に関する指標		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
	流動比率(流動資産/流動負債)	813.7%	817.0%		
	正味財産比率(正味財産/総資産)	92.3%	92.1%		
	正味財産利益率(当期正味財産増減額/正味財産)	-3.3%	-1.5%		
	総資産回転率(経常収益/総資産)	112.6%	125.7%		
	収益に占める市の財政支出割合 (補助金+委託料+指定管理料)/経常収益	27.8%	28.3%		

法人コメント

本市コメント

現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど
<p>葬儀の社会環境は、通夜なし直葬(火葬のみ)や家族葬が一般化し、さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により通夜・告別式への来客制限等もあり、売店の販売がかなり減少しているなど、収益事業の状況が正味財産の増減に影響している。</p> <p>また、令和元年度決算後の法人財産は99百万円程度であるが、内60百万円は従前の財団法人分であり、県提出の公益目的支出計画で全額福祉事業に充当・支出することとなっている。現在の一般財団法人分財産は約39百万円で、今後、法人の基本財産額を下回ることも念頭に置き、売店経営の継続を含め、あり方の検討が必要であると認識している。</p>	<p>斎苑売店の収支は、新型コロナウイルス感染の収束状況により、来客数の回復はある程度見込まれるが、依然として厳しい状況が予想される。</p> <p>今後は、来苑者や斎苑事業実施事業者等のニーズに応じた物品の販売や、利用者の利便性の向上に向けた取組について検討しながら、収支の改善に努めていく。</p>	<p>これまで特に課題であった斎苑売店事業について、斎苑事業実施事業者等との調整を行いながら、売り上げ品目の値上げや、業務のあり方についても見直しを行い、収益が黒字に転換したところである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、再度事業のあり方等を見直す必要が生じている。</p> <p>当該法人は積極的に課題解決に向け取り組む姿勢があることから、現状への対策を速やかに講じていくことを期待するとともに、所管課も連携を密にし、対応していく。</p>

(2)役員・職員の状況(令和2年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員				11		
職員	1			9		2

【備考】

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解

・理由

・今後の方向性

令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

- ・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**平成30年8月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成30年度～令和3年度）」**に基づく、令和元年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。
- ・本評価結果は、**新たな方針に基づく2年目の評価となるものであり、評価シートに定めるPDCAサイクルを効果的に回していくことにより、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。**

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

- ・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。**
- ・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。**
- ・**今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。**
- ・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、**外部有識者から構成される「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等を踏まえ、前記指針について「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、平成30年度に各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところ**です。

令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部交流推進担当	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健所環境保健課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害福祉課	（公財）川崎市身体障害者協会
14		保健医療政策室	（公財）川崎市看護師養成確保事業団
15	こども未来局	こども支援部こども家庭課	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
18		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
19	建設緑政局	緑政部みどりの企画管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「本市施策における法人の役割」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方については次頁参照）。なお、**昨年度の行財政改革推進委員会からの意見を受け、本市による総括欄には、平成30年度取組評価における総括コメントに対する法人の受止めと対応を記載**するよう改善を図っています。

・また、本取組評価においては、市と法人の役割の再構築と、様式や指標の見直し、評価の客観性向上のための仕組づくりの視点から、次のような手法の改善も行っています。

	平成29年度以前の「経営改善計画」の点検評価	今回の「連携・活用方針」の取組評価
市と法人の役割の再構築	本市と調整の上、 法人が指標を設定	本市施策との 連携の観点から、法人と調整の上本市が指標を設定
様式や指標の見直し	様式・指標ともに複雑・多岐	様式については、 最初の2頁で評価の全体構成を簡潔に把握 できるように改定 指標については、 最終アウトカムを中心に適切な指標を絞り込んで設定
評価の客観性向上のための仕組づくり	内部評価後、結果をホームページにおいて公表	内部評価に 外部評価を加え、結果を議会に報告の上、ホームページにおいて公表

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 \geq 目標値
- b. 目標値 $>$ 実績値 \geq 現状値 (個別設定値)
- c. 現状値 (個別設定値) $>$ 実績値 \geq 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$ 実績値

●現状値と目標値が同じ(現状値維持)であるか、または現状値と目標値の間に差があるが、その差が極少数であり、実質的に現状維持に近い場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載しています。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。(原則として、方針の参考資料(指標一覧)に記載されている直近数年間の平均値と、現状値の95%(105%)のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。)

●目標値 \times 60%が、現状値以上(良い)の場合

⇒abdから選択。

また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満(悪い)の場合(個別設定値を設定している場合を除く)

⇒acdから選択。

また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合(コンプライアンスに反する事案の発生件数等)

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 \geq 実績値
- b. 現状値(個別設定値) \geq 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値(個別設定値)
- d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点(合計点÷指標の数)→		3.00		2.67		2.00		1.33		0.33	

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともにゼロ以下の場合、セルに斜線 (\) を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 (目標等の見直しが必要な場合には、その根拠を明確に記入。) <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

3 令和元年度 取組評価の総括

・本市施策推進に向けた事業取組は、24法人で65の取組（うち40の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約89%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約80%と、**全体としては、一定の成果があったと認められる**ものの、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約11%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約20%と、**現状を下回り目標未達の課題のある取組も散見**されるところです。

・同様に経営健全化に向けた取組においては、34の取組があり、本市による達成状況の評価が「**A、B又はC**」となったものが約74%で「**D又はE**」となったものが約26%という状況です。

・上記取組について、昨年度と見比べると、**本市施策推進に向けた事業取組では、本市による達成状況の評価でAが14%減となる一方、Cが13%増となり、費用対効果の評価も(1)が14%減となる一方、(2)が6%増、(4)が6%増となり、経営健全化に向けた取組では、Aが25%減となる一方、Dが23%増となるなど、全体的に評価が下がっており、その要因としては、台風や新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものですが、外的要因によらないものもあり留意が必要です。**

・業務・組織に関する取組については、45の取組があり、本市による達成状況の評価が「**A、B又はC**」となったものが約98%で、「**D又はE**」となったものが約2%という状況です。

	取組数	本市による達成状況の評価		費用対効果の評価
本市施策推進に向けた事業取組 (うち費用対効果の評価を伴うもの)	65 (40)	R1	A 43% B 22% C 25% 計 89% D 11% E 0% 計 11%	(1) 25% (2) 55% 計 80% (3) 13% (4) 8% 計 20%
		H30	A 57% B 22% C 12% 計 91% D 8% E 2% 計 9%	(1) 39% (2) 49% 計 88% (3) 10% (4) 2% 計 12%
経営健全化に向けた取組	34	R1	A 44% B 3% C 26% 計 74% D 26% E 0% 計 26%	—
		H30	A 69% B 0% C 28% 計 97% D 3% E 0% 計 3%	—
業務・組織に関する取組	45	R1	A 96% B 0% C 2% 計 98% D 2% E 0% 計 2%	—
		H30	A 91% B 2% C 2% 計 96% D 0% E 4% 計 4%	—

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

4 令和元年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・各取組において、R1の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅰ」となった約60%、50%、98%のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていくことが必要です。**
- ・各取組において、R1の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅱ」となった約40%、50%、2%のものについては、**その要因を分析し、台風や新型コロナウイルスの影響によるものと併せて、出資法人自ら取組の改善策を講じるだけでなく、市としてもより積極的な関与を行っていくことが求められます。**
- ・ただし、R1の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**方針策定時から2年が経過し市の施策推進等に伴う大幅な事業を取り巻く状況の変更があったもの**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて、目標値等の変更を行うものとします。

	取組数	今後の取組の方向性	
		R1	H30
本市施策推進に向けた事業取組	65	R1	I ...約60%、Ⅱ ...約40%
		H30	I ...約72%、Ⅱ ...約28%
経営健全化に向けた取組	34	R1	I ...約50%、Ⅱ ...約 50%
		H30	I ...約67%、Ⅱ ...約28%、Ⅲ ...6% ※Ⅲは令和2年度末解散予定の看護師養成確保事業団の取組中止によるもの
業務・組織に係る取組	45	R1	I ...約98%、Ⅱ ...約 2%
		H30	I ...約93%、Ⅱ ...約7%

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

令和 2 年 8 月 1 1 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

令和元年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和 2 年度第 1 回及び第 2 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 2 4 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和元年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和元年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和2年8月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 新型コロナウイルスの影響と対策
- (2) 新型コロナウイルス対策による出資法人改革

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、平成 30 年 8 月に本市主要出資法人等 24 法人について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和元年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の 2 年目の評価となるものであるため、評価全般に対し前年度との比較を行い、また、新型コロナウイルスの影響についても審議を行うとともに、個別の評価については、前年度に引続き、現状を下回り目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや市の施策推進に伴う大幅な事業変更等により目標の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施するものであり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 か年を取組期間として、仕組みが構築されたものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の 3 つを取組の柱として、計 144 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 144 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る指標・現状・行動計画と 4 か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画

(Plan)して、当該計画に対する実施結果(Do)を記入し、実績値の評価(Check)を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善(Action)の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

取組全体の評価としては、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の各取組について、市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものと、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが、各々の 70% 台から 90% 台となっており、全体としては、一定の成果があったと認められるものの、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものと、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものも、各々の 10% 前後から 20% 台と、課題のある取組も認められた。

各取組について、前年度と比較すると、「本市施策推進に向けた事業取組」では、市による達成状況の評価で A が 10% 以上減となる一方、C が 10% 以上増となり、「経営健全化に向けた取組」では、A が 20% 以上減となる一方、D が 20% 以上増となるなど、全体的に評価が下がっており、その要因としては、台風や新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものの、外的要因によらないものもあり留意が必要である。なお、「業務・組織に関する取組」では、全体的に評価が上がっており、外的要因による影響は少なかったと認められた。

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえ、次の点について、審議を行った。

(1) 新型コロナウイルスの影響と対策

<本委員会の意見>

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い生じた影響とその対策について、概要を把握する必要があると考える。

<市の見解>

前述のとおり、前年度から「本市施策推進に向けた事業取組（後述の件数表示にて市による達成状況の評価と費用対効果の評価は別計）」と「経営健全化

に向けた取組」等において、評価が下がったものが 51 件あり、そのうち、新型コロナウイルスの影響を受けたものが、23 件という状況である。

新型コロナウイルスへの対策としては、法人自ら対応策を講じるだけでなく、市としても情報の共有や連携等を図ることにより、積極的な関与を行っていく必要があると考える。

(2) 新型コロナウイルス対策による出資法人改革

<本委員会の意見>

新型コロナウイルス対策をきっかけとして、事業構造や収支構造が変わることも視野に入れて、出資法人改革につなげていくことはできないか検討の余地があると考えます。

<市の見解>

新型コロナウイルスの影響により、直ちに法人の役割の解消や事業が廃止となることはないが、各出資法人においても、国から示された「新しい生活様式」等を踏まえた取組の推進が必要となってくると考える。

具体的には、イベント等の実施方法、市民利用施設の利用条件、講座等のオンライン化など、事業手法の改革が必要であり、各法人の取組においても、事業性も考慮の上、新型コロナウイルスをどのように乗り越えていくか自立的な検討が行えるよう促していく必要がある。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
国際交流協会の多文化共生推進事業について	新型コロナウイルス感染症拡大による不測の事態があったとはいえ、各種イベントの企画における見通しの甘さや準備不足が、低い目標達成度の原因になっていると考えられる。 今後、市担当部局と連携し	外国人市民対象のイベント・講座の参加者数等については、御指摘のとおり、実施できない事業や参加者が減少した事業があったため、改善(Action)の方向性の具体的内容において、外国人市民を対象に、市所管

	<p>てイベントのあり方を見直すべきではないか。</p>	<p>局と連携して、アンケート調査等を行い、魅力ある企画の事業内容となるよう改善を行っていくことを追記した。</p>
<p>国際交流協会の多文化共生推進事業について</p>	<p>イベントや講座の参加者数の減少は、対象者のニーズを十分に把握できていない可能性がある。</p> <p>また、外国人相談件数の目標未達成は、指摘されているように周知が不十分であることが考えられるので、SNSの活用等、効果的な方法を検討されたい。</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大で、イベントや講座の中止が見込まれるが、逆に、外国人相談のニーズは高まる可能性があるため、そうしたニーズを的確に捉えて対応してもらいたい。</p>	<p>外国人市民対象のイベント・講座の参加者数等については、これまで以上に対象者のニーズを把握する必要から、改善(Action)の方向性の具体的内容に、日本語習得や就労のほか、新型コロナウイルスの影響等、抱えている問題やニーズを把握するためのアンケート調査を行うことを追記した。</p> <p>外国人相談の周知についても、市内企業や団体等への案内チラシの配布だけでなく、区役所・支所の相談コーナーに貸与したタブレット端末の活用の促進やポスター掲示、フェイスブックやツイッターといったSNSの活用等を追記した。</p>
<p>公園緑地協会の緑化推進・普及啓発事業について</p>	<p>記念樹に関するチラシの配布方法の工夫や積極的な広報活動により、数値が向上したとのこと。ぜひ継続し</p>	<p>緑化推進・普及啓発事業の記念樹配布本数については、昨年度いただいた御意見を踏まえ、チラシの配布</p>

	て取り組んでもらいたい。	場所を増やすことやイベント開催時の効果的な情報発信等により、昨年度よりも実績値を向上させることができたので、引き続き、継続した取組を推進していく。
--	--------------	---

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
土地開発公社の保有土地の貸付による収入額について	保有土地が少なくなっている中で「保有土地の貸付による収入額」の絶対額を指標としたままでは、達成は難しいと考えられる。 目標値の見直しや、新規貸付の増加額、稼働物件の割合など、「量」ではなく「効率性」を評価する指標を検討すべき。	「保有土地の貸付による収入額」については、改善（Action）の方向性の具体的内容に「長期保有土地の解消計画により、今後市への処分が進むと目標値以上の貸付収入の確保が難しくなることが見込まれる」とありますが、それは当初から想定されたことであるため、本取組期間中は、自動販売機の設置等、新たな貸付による収入確保について検討し、目標値に近づけるよう努力するものとする。 その上で、次期方針策定時には、いただいた御意見も踏まえ、「効率性」を評価する指標について検討する。
文化財団の事業費に対する自主財源率について	「ミュージア 15 周年記念事業等による入場料収入などの増により、事業収益は前	ミュージア 15 周年記念事業については、事業の性質から、当初より一定の収支不

	<p>年度より増加したが、同事業による経費増により、事業費に対する自主財源率は「下回った」というのは、経費増を補うように事業を新たに追加・拡充して、自主財源率を達成するということが必要である。</p> <p>収入が増えたが、経費も増えたので収支が悪化したというのには、その理由が示されないと適切とは言えない。</p>	<p>足を見込んでいたものであり、当該不足分については、法人内で補填を行う想定であったところ、事業終了時には、その収支割合は改善され、むしろ、新型コロナウイルスの影響やミュージアム川崎シンフォニーホールの設備改修による入場料収益と施設利用料収益の減の影響から、事業費に対する自主財源率も低下したものであることを、評価（Check）の法人コメント等に追記した。</p> <p>なお、本記念事業の実施にあたっては、記念事業積立金（2,700万円）を取崩しており、実質の自主財源率は1.2%ほど、改善されることとなる。</p>
<p>国際交流協会のホームページによる広告収入について</p>	<p>なぜ広告収入の目標が達成できなかったのか、理由の特定が必要。営業活動を行ったのか、その内容は、方法は、なぜ成果につながらなかったのかを説明する必要がある。そのうえで、他の出資法人ではできていることが、なぜ国際交流協会</p>	<p>広告料収入の目標が達成できなかった理由については、実施結果（Do）と評価（Check）の法人コメント欄に、取組の実施時期、広告欄の設定数とその内の掲載数、企業等への働きかけの方法と範囲、掲載に至らなかった理由等を追記した。</p>

	<p>ではできないのか、合理的な理由があるのであれば、説明する必要がある。</p> <p>少なくとも「主催事業及びセンター外での活動の際などにチラシによる周知を行うことやDMの送付など、様々な機会等を捉えて広報活動を行い、更なる財源確保に向けて取組を進めていくことが必要」とあるが、目標達成につながると思えないので、財団がこれで目標達成できる、ということであれば、そう考える根拠を示すことを求める。</p>	<p>今後についても、改善（Action）の方向性の具体的内容に、ホームページの広告価値の向上や、外国人雇用企業や外国料理店等への個別訪問等も行っていくことを追記した。</p>
<p>国際交流協会の自主財源の確保に向けた取組について</p>	<p>広告収入の確保のための施策として、チラシによる周知が挙げられているが、特にホームページでの広告スポンサーの獲得にその方法が有効であるのかはかなり疑問である。より効果的な周知方法を検討されたい。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を少しでも抑えるために、オンラインによる講座開催等も検討し、早急に対応してもらいたい。</p>	<p>広告料収入の確保のための改善（Action）の方向性については、具体的内容の中で、ホームページの広告価値の向上や、外国人雇用企業や外国料理店等への個別訪問等も行っていくことを追記しました。</p> <p>また、講座等の既存事業についても、新型コロナウイルス対策として、オンラインでの試行実施や動画配信等に対応していくことを追記しました。</p>

<p>市民活動センターの収支相償の達成について</p>	<p>「収支相償の達成に関しては、単純に実績値が目標値未満か以上かによるのではなく、法令等に従い、剰余金が生じた理由と当該剰余金の短期的な解消計画を踏まえ判定されるものと考え」とあるが、掲げられた目標をそのように解釈する合理的な理由を示す必要がある。</p> <p>「また、達成度がcであれば、通常、達成状況の評価はDとなるが、当該金額については、法人全体の収入額に対して1%程度であることを考慮すると、一定程度、収支相償は達成していると考えられ、Cが妥当であると判断した」と解釈する明確な理由が必要。1%程度であるからDをCとする、ということは合理的・説得的ではないと考えられる。</p>	<p>収支相償の達成に関する考え方については、評価(Check)の法人コメントにおいて、法人独自の考え方によるものではなく、本方針策定時に、市と協議の上、目標値を極力数値化して設定したものであり、その評価にあたっては、法令等国の基準により、判定するものであることを明確化した。</p> <p>達成状況をCとすることについては、収支差額が法人全体の経常収益の1.2%程度であるというだけでなく、国の基準に則り、当該金額について、次年度の活用に具体性が認められ、短期的には一定程度、収支相償と考えられることを追記した。</p>
<p>市民活動センターの収支相償の達成について</p>	<p>収支相償については、この内容だけで判断は難しいところである。そもそもの目標値の設定がどうだったのかというところもあるが、法人コメントにあるように</p>	<p>収支相償の判断に資する当該剰余金の次年度での活用については、評価(Check)の法人コメント欄に、次年度の職員の給料表の改正による賃上げ分等への対応を</p>

	金額だけで判断するものでもなく、当該剰余金について、次年度の人員及び人材確保に向けて人件費などに活用するとのことであるが、その詳細を聞いてみないと何とも言えないところである。	含めて職員の人員及び人材確保に向けて人件費に活用していく予定であることを追記した。
シルバー人材センターの契約高の向上による財務状況の改善について	全国的な適正就業の流れにより、請負・委任から派遣に形態が切り替わってきたとのことであるが、請負・委任による契約金額の目標値を下方修正するだけでなく、別途、収益性の比較考慮もした上で、派遣金額が増えているのであれば、それらも補足指標として、見せていくようにした方がよいのではないか。	シルバー人材センターの経営健全化に関する指標については、いただいた御意見を踏まえ、従来からの請負・委任による契約金額に加え、実績値に、雇用形態や契約手続きは異なるものの、実質の収益性では余り差のない派遣による額を別掲の補足指標として追加し、経営健全化に向けた状況を総合的に確認できるようにした。
公園緑地協会の一般管理費の削減等について	「平成 26 年度から継続していた役員報酬や正規職員給与の削減等について、累積赤字が平成 31 年度に解消したため、それらを解除したこと及び消費税増額の影響等により、増加した」とあるのは、給与削減を解除し、消費税増税を見込んだ	公園緑地協会の一般管理費の増については、今回、正規職員の給与削減を通常に戻したことが大きな要因となっているものですが、評価 (Check) の法人コメント欄に、その理由として、平成 26 年度から続けてきた職員削減と正規職員の給与

	<p>上で、一般管理費を削減することが目標であって、事務所経費を削減したことで取組を行ったと解釈するのは妥当ではないと考えられる。給与削減の解除が不可避であった理由や消費増税を予見できなかった理由などがあれば、説明する必要がある。</p>	<p>削減等、経営改善努力の結果として、令和元年度末の繰越欠損金の解消につながったものであることと今後の職員のモチベーション確保のため、不可避であったことを追記した。</p> <p>その上で、一般管理費の節減のために行ったことについても、具体的に、交際費や旅費交通費、燃料費、委託費等の削減を行い、今後に向けても正規職員の退職動向に併せた効率的な配置計画による人件費の削減等に努めていくことを追記した。</p> <p>また、本市施策推進に向けた事業取組①・②・③の行政サービスコストに対する法人コメント、業務・組織に関する取組①の人事給与制度の改革の計画（Plan）の具体的な取組内容等についても同様に修正を行った。</p>
--	---	--

- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解
特になし

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔	関東学院大学 法学部 教授 同大学地域創生実践研究所長
伊藤 正次 (会長)	東京都立大学大学院 法学政治学研究科 教授
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 専任講師
黒石 匡昭	EY 新日本有限責任監査法人パートナー／公認会計士
藤田 由紀子	学習院大学 法学部 教授

(2) 審議経過

・ 第1回委員会

令和2年7月10日(金) 川崎市役所第3庁舎5階 企画調整課会議室

・ 第2回委員会

令和2年7月30日(木) 川崎市役所第3庁舎5階 企画調整課会議室